主 文 本件抗告は之を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。

本件抗告の趣旨は別紙のとおりであつて、当裁判所は当事者双方を審訊した。〈要旨〉仍て按ずるに、係争物に関する仮処分の目的は係争物其のものの現状維ら、にあつて、単に其の物の交換価値〈/要旨〉のみの維持ではないことの論であるがある。併し仮処分の目的物が生魚其の他腐敗変質し易いものであると解せる。所である。併し仮処分の目的物が生魚其の他腐敗変質し易いものであると、債権のであるような特別の事情がある場合には、其の請求権の保全の方法とし、其の行法をである場合には、其の請求権の保全の方法とは、其の情報である場合には、其の請求権の保全の方法とは、其の情報である場合には、其の情報であるとがあるとがあるとがあるとがあるとがあるとがあるとであるがあると間はねばならぬからである。となり債権者の保護に欠くるところがあると謂はねばならぬからである。

進んで、本件に於て右の如き特別の事情の有無に付按ずるに、仮処分の目的たる材木が盗難又は紛失の虞れのあることは単に適当の場所に保管換えをすれば之を逃けることが出来るし、又腐朽変質の虞れの点に付ては抗告人本人の審訊の結果につても梅雨季の腐蝕或は其の後の虫害の虞れがあると謂うに過ぎないのであるよい。又近い将来に右物件の価額が急激に下落する傾向があるものと認めることはき事情はいるである。従つて先に述べたような換価申立を許容せねばならぬ特別の事情はいものと謂うのほかは無い。右認定を覆へし抗告人の主張事実を認める証拠無くいものと謂うのほかは無い。右認定を覆へし抗告人の主張事実を認める証拠無に、抗告理由は採用出来ない。仍て本件換価申立を失当として却下した原決定は正当で、他に之を取消すべき瑕疵が無く、即時抗告は其の理由が無いから之を棄却、きものとし、抗告費用の負担に付民事訴訟法第八十九条を適用し主文のとおり決定する。

(裁判長判事 朝山二郎 判事 沢井種雄 判事 前川透)